

申請者用

令和8年度 水戸市雨水貯留施設等設置補助金 申請の手引き

水戸市の雨水貯留施設等設置補助金（以下 補助金）制度は、「補助金交付要項」に基づいて実施しています。申請前に必ず「要項」および、この「手引き」の内容を確認してください。

問合せ先 水戸市 生活環境部
環境保全課 保全係

住 所 水戸市中央 1 - 4 - 1

電 話 代表 029-224-1111（内線 2311）

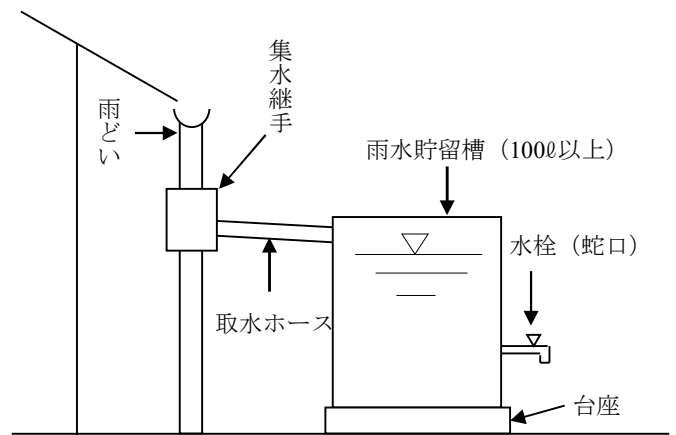
直通 029-232-9154

1 補助対象

補助対象となる雨水貯留施設等及び標準図は次のとおりです。

(1) 雨水貯留施設

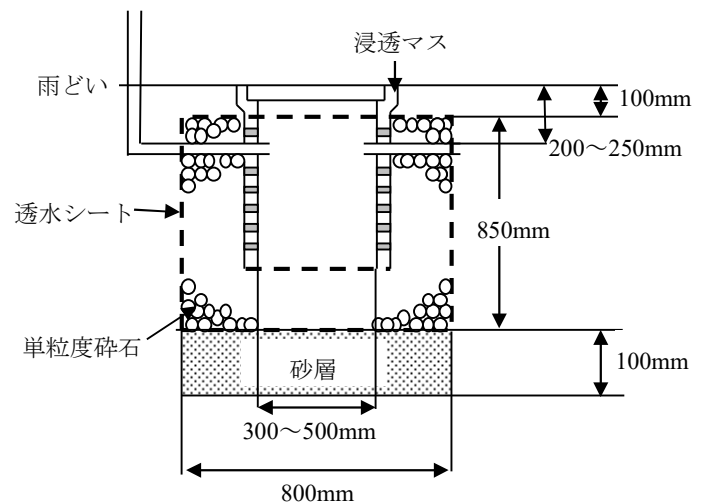
屋根からの雨水を貯留して利用するための雨水貯留槽で、貯留容量合計 100 リットル以上の容量を備えた施設（堅固で耐久性を有し、蓋等で密閉され、水栓を備えたもの、満杯時にオーバーフロー等に対処できる構造のもの）。



(2) 雨水浸透施設

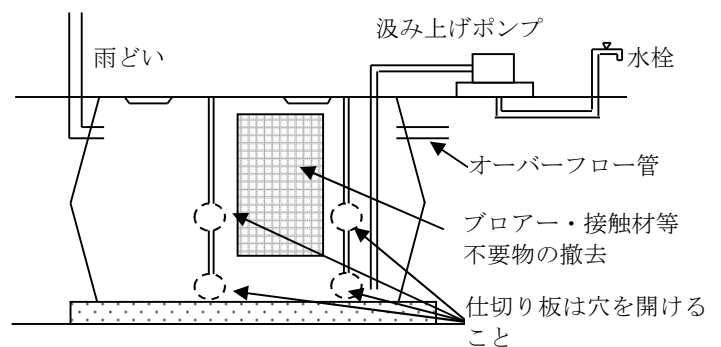
屋根からの雨水を地下浸透させる施設で、内径 300mm 以上の浸透マス（側面及び底面に孔があいている市販製品）を使用し、周囲を碎石の充てん材（20mm～40mm）で満たした施設。

なお、雨水浸透施設は、市街化区域内に設置されるものに限りません。



(3) 浄化槽転用貯留施設

不要となった当該住宅敷地内の浄化槽を転用し、屋根からの雨水配管を接続した雨水貯留槽で、汲み上げ用のポンプが設置された施設。



2 補助金交付の基準

補助金交付を受けることができる方は、以下を全て満たす方です。

- 申請者またはその家族が所有する**住宅**に、雨水貯留施設等を設置すること。
- **交付決定前に設置工事の着手をしないこと**（雨水貯留施設等の購入も含む）。
- 申請年度内に実績報告書を提出し、受理されること。
- 申請年度内に、施設を設置した住宅に居住し、住民登録をすること。

※ 浄化槽転用貯留施設の場合は、水戸市浄化槽設置補助金の既存単独処理浄化槽の雨水貯留槽への再利用の補助との併用はできません。

3 補助内容

当該年度の予算の範囲内で補助することとし、補助金額は、雨水貯留施設等の設置に要する費用（消費税を除く。）の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）とします。ただし、下表に定める補助限度額を上限とします。

区 分	補助限度額
雨水貯留施設	住宅1棟につき30,000円
雨水浸透施設	住宅1棟につき30,000円
浄化槽転用貯留施設	住宅1棟につき50,000円

※ 設置に要する費用とは、本体・付属品（取水継手等）の購入費用・設置工事費用です。

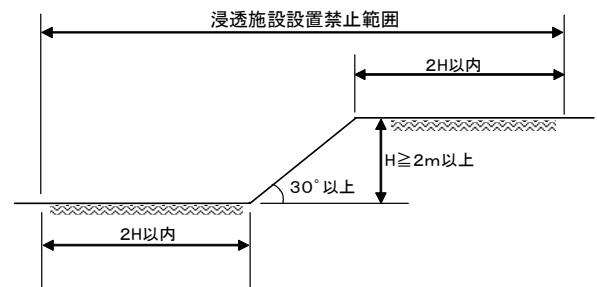
補助対象となる費用：雨樋への取水継手、転倒防止チェーン、架台としてのブロック設置

補助対象とならない費用：雨樋の増設、犬走りの設置、運送料など上段以外のもの

4 設置箇所

設置に当たっては、建物に対する安全性に配慮するとともに、周辺の構造及び境界に影響しないように設置してください。特に、雨水浸透施設は、次に掲げる区域には設置できません。

- (1) 傾斜度30度以上で傾斜地の高さが2メートル以上の斜面付近における斜面並びに法肩及び法尻から高さの2倍以内の区域
- (2) 地すべりやがけ崩れの恐れのある区域
- (3) 擁壁等に悪影響を及ぼす可能性がある区域
- (4) 地下水や土壌の条件が悪く雨水の浸透効果が見込めない区域
- (5) その他、市長が設置することは適当でないと認めた区域



5 申請の手順

交付申請書は、**設置工事に着手する2週間前**までに提出してください。※「設置工事に着手する」とは、雨水貯留施設等の設置に係る工事に着手した時とします。

また、設置が完了した後、速やかに実績報告書を提出してください。※「設置が完了した」とは、雨水貯留施設等の設置が完了し、設置した住宅に住民登録した時点とします。雨水貯留施設等を現在居住している住宅に設置する場合は、雨水貯留施設等の設置が完了した時点とします。

設置前後で住民票登録を変更する場合、交付決定後に変更してください。また、雨水貯留施設等が設置された住宅を購入する場合も、交付決定後に住民票登録を変更してください。

□申請書類の書き方についての注意事項

- ① 申請書類は、黒のボールペン（消せるボールペンは不可）で記入してください。
- ② 押印欄のない申請書類を訂正する場合は、訂正印による訂正はできませんので、正しい内容の申請書類と差し替えてください。押印欄がある様式については、訂正印を用いて訂正することができます。
※修正液・修正テープ・砂消しゴム等を使用して訂正することはできません。

(1) 補助金交付申請

申請の受付は、予算の範囲内で先着順とし、予算額に達した時点で締め切ります。

市は交付申請書類を受理した後、審査の結果、適正であると認められる場合は、補助金交付決定通知書を送付します。審査の状況によっては、交付決定に時間がかかることがあります。

交付決定後、設置に当たっては、施工条件の遵守や設置途中での写真撮影が必要になります。後述の「6 施工」「7 写真の撮影」を設置前によく読んでください。

■交付申請に必要な書類

① 交付申請書

② 雨水貯留施設等設置工事費内訳書又は見積書の写し

雨水貯留施設等の設置に要する費用が明確になっていること及び発行者の記名・押印が必要です。なお、「材料費（製品の購入費など）」と「工事費」を別記してください。値引きがあった場合には、値引き項目を設けず、各項目の中で減算してください。

③ 設置等の予定箇所の位置図

設置場所がわかりやすく記載されたものを添付してください。

④ 設置箇所の平面図

宅地内での位置がわかるものを添付してください。

⑤ 施設の構造図

貯留容量や規格、水栓の位置等がわかる書類（カタログのコピー等）を添付してください。

⑥ 設置の予定箇所の写真

設置前の状況の写真を添付してください。

⑦ 水戸市税完納証明書又は市税の納付状況等に関する調査についての承諾書

水戸市税完納証明書又は市税納付状況等調査承諾書のどちらかを添付してください。市税納付状況等調査承諾書は、申請時点で住民登録している住所で記入してください。

⑧ 相手方登録（新規）申請書（該当する方のみ）

補助金の振り込み先となる申請者本人名義の口座を指定してください。過去に相手方登録をされている方は必要ありません。

⑨ 自らの所有する建物に雨水貯留施設等を設置することについての承諾書（該当する方のみ）

設置する建物が家族所有等の場合、所有者の承諾書を提出してください。承諾書は、自署の

場合、押印を省略できます。押印をする場合は、申請者とは別の印を使用してください。

(2) 変更等申請（中止申請）

設置内容に変更がある場合は、速やかに変更等申請書を提出してください。設置内容の変更にあたっては変更内容がわかる書類をあわせて提出してください。

なお、設置を取り止める場合も、変更等申請書により補助事業の中止申請が必要です。

(3) 実績報告 【提出期限：令和9年3月15日（月）または

設置工事完了から1か月後のいずれか早い日】

設置工事等完了後、速やかに実績報告書を提出してください。期限までに実績報告書（添付書類を含む）が提出されない場合は、補助金をお支払いすることができなくなる場合があります。やむを得ない理由で提出期限までに実績報告書を提出できない場合はご相談ください。

市は実績報告書の提出があった場合、審査を行い、適正であると認められる場合は、補助金の交付を確定し、補助金確定通知書を送付するとともに、交付請求書に基づき、相手方登録された口座へ補助金を振り込みます。

■ 実績報告に必要な書類

実績報告書に次の書類を添付して提出してください。

① 領収書の写し

宛名が**申請者単名**となっているもので、**雨水貯留施設等の設置費用が含まれていることが明記されたものを添付してください。**

② 設置工事費内訳書

「材料費（製品の購入費など）」と「工事費」をそれぞれ分けて記入してください。値引きがあった場合には、値引き項目を設けず、各項目の中で減算してください。

③ 設置状況を示す写真

雨水貯留施設等の設置状況が確認できるものを添付してください。

撮影方法については、「7 写真の撮影」を参照してください。

④ 住民票の写し

住所の異動の有無に関わらず、提出してください。**住所は、交付申請書の設置場所と一致する必要があります。**

⑤ 交付請求書

交付決定通知に同封された補助金交付請求書に必要事項を記入し、提出してください。

⑥ 相手方登録（変更）申請書（該当する方のみ）

交付申請時から住所を異動した場合、提出してください。

補助金の申請年度内に雨水貯留施設等が設置できない場合、補助金の支払いができませんので、必ず申請年度内の設置をお願いします。

なお、やむを得ない事情（災害等）で申請年度内の設置ができない場合、事前に市の担当者までご連絡ください。

6 施工

補助対象施設の設置に当たって、施設の種類に応じて、次の条件を満たすようにしてください。

(1) 雨水貯留施設

- ① 雨樋から直接接続し、貯留施設が転倒しないよう安全を確保するものとする。
- ② 地下に埋設するものについては、落ち葉など雨水以外のものの流入を防ぐため網等を設置し、汲み上げ用ポンプを使用するものとする。
- ③ 雨水以外の水が流入しない構造とする。

(2) 雨水浸透施設

- ① 掘削は、地山状態をできるだけ保護し、浸透能力を損なわないように配慮するとともに、降雨等で掘削面が乱れないように施工当日の施設設置完了に努める。
- ② コンクリート製、又はプラスチック製等の浸透マスで蓋付きの構造のものを使用する。充てん材は単粒度碎石を使用し、充てん材の周りには透水シートを布設する。
- ③ 雨水以外の水が流入しない構造とする。

(3) 浄化槽転用貯留施設

- ① 浄化槽内は汚物が一切残らないように十分に清掃し、消毒する。
- ② 内部の不要部品は、仕切り板以外は全部撤去する。また、仕切り板は部分的に穴をあける。
- ③ 浄化槽の流入口の手前には落ち葉などの流入を防ぐため網等を設置する。
- ④ 雨水以外の水が流入しない構造とする。

7 写真の撮影

設置状況を示す写真は、施設の種類に応じ、次のとおり撮影してください。施設が複数ある場合は、施設ごとに撮影してください。

(1) 雨水貯留施設

- ① 設置前の状況（建物との位置関係がわかるよう撮影）
- ② 地下埋設型の場合、施工中の状況（掘削前後および埋設前の施設の写真を撮影）
- ③ 設置後の状況（設置前の状況と同じ場所で撮影）

(2) 雨水浸透施設

- ① 設置前の状況（建物との位置関係がわかるよう撮影）
- ② 設置施工中の状況 透水シート敷設後・ます設置後・碎石敷設後の各段階で上部から撮影

(まず設置時はメジャーをあて、内径が分かる写真を撮影)

③ 設置後の状況 (設置前の状況と同じ場所で撮影)

(3) 浄化槽転用貯留施設

① 設置前の状況 (建物との位置関係がわかるよう撮影)

② 清掃作業中の状況

③ 不用部品撤去前後の状況 (撤去状況がわかるよう撮影)

④ 汲み上げ用ポンプの設置状況

⑤ 設置後の状況 (設置前の状況と同じ場所で撮影)

8 施設の保全

設置者は施設の貯留・浸透機能が損なわれないよう、土砂やごみ等の除去、清掃を行うなど維持管理に努めてください。施設の破損又は何らかの異常が見られたときは、機能を回復するために必要な措置を講じてください。

また、大雨が予想される際にあらかじめ貯留槽を空にしておく、大雨時の浸水被害の軽減につながりますので、ご協力をお願いします。

雨水貯留施設等設置補助金交付の標準的な流れ

